

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量						項 目	単 位	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単 位	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 間 隔	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	能 力	種 類					
							り	窒	浮	化	生	水												mg	mg	mg	mg	mg
							ん	素	遊	学	物	素												／	／	／	／	／
洗浄施設 一基	〇・八㎡	許可の日	許可の日	連続	四時間	なし	八	二〇	三〇〇	二五〇	二五〇	五・八〇八・六	通常	〇・八	通常	四時間	連続	許可の日	許可の日	〇・八㎡	洗浄施設 一基							
							一六	四〇	四五〇	三〇〇	三〇〇	五・八〇八・六	最大	一	最大													
原料処理施設 一基	一二t/日	許可の日	許可の日	連続	五時間	なし	八	二〇	三〇〇	二五〇	二五〇	五・八〇八・六	通常	一・五	通常	五時間	連続	許可の日	許可の日	一二t/日	原料処理施設 一基							
							一六	四〇	四五〇	三〇〇	三〇〇	五・八〇八・六	最大	二	最大													

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	汚水等の状態の値								
							項目	単位		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度			
湯煮施設 一基	六〇〇kg/バッチ	許可の日	許可の日	許可の日	連続	八時間	なし	通常	通常	一〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五・八〇八・六	通常	一・二	通常
							最大	最大	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	五・八〇八・六	最大	一・六	最大	
洗浄施設 一基	三t/日	許可の日	許可の日	許可の日	連続	五時間	あり	通常	通常	八	四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五・八〇八・六	通常	二〇〇	通常
							最大	最大	一六	六〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	最大	二〇〇	最大	

平成二十八年八月十九日

大分県報(告示)

項目	単位	一日当たりの排出水量	
		m ³ /日	単位
水素イオン濃度		通常の値	最大の値
生物化学的酸素要求量	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六
化学的酸素要求量	mg/l	三〇	三〇
浮遊物質	mg/l	三〇	四〇
窒素含有量	mg/l	二〇	四〇
りん含有量	mg/l	八	一六
大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十八年八月十九日から同年九月九日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び国東市役所

大分県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ佐伯店

佐伯市大字池田字エビセキ二千四百三十七番一 外五筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町一番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 テックランド大分佐伯店

変更後 ニトリ佐伯店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町一番一号

変更後 株式会社ニトリ

代表取締役 白井 俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

4 変更の年月日

平成二十七年十二月十八日

二 届出年月日

平成二十八年八月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年八月十九日から同年十二月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十二月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別			敷地の幅員	延長	備考
		後	前				
県道三重弥生線	豊後大野市三重町鷺谷字下園三七〇番二から豊後大野市三重町鷺谷字向田三六九番六まで	後	A	B	九・七 メートル 六・四	三七・〇 メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前	A		九・七 メートル 三・六	二八〇・〇	
県道宇目清川線	豊後大野市清川町伏野字拝迫二二一番二から豊後大野市清川町伏野字見廻一四三四番二まで	後	A	B	九・八 メートル 九・〇	二八〇・〇	同上
		前	A		九・八 メートル 三・六	二八〇・〇	

大分県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて

置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道三重弥生線	豊後大野市三重町鷺谷字下園三七〇番二から豊後大野市三重町鷺谷字向田三六九番六まで	平二八・八・一九
県道宇目清川線	豊後大野市清川町伏野字拝迫二二一番二から豊後大野市清川町伏野字見廻一四三四番二まで	同上

大分県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 施行者の名称
日田市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
日田都市計画道路事業
三・四・二十三号 友田大原公園線
 - 三 事業施行期間
変更前 平成二十二年六月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで
変更後 平成二十二年六月二十二日から平成三十年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、萩西部土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
役名	氏名	住	所
理事	熊野一男	竹田市萩町政所九三五番地	
〃	金丸元	〃 萩町政所一〇〇三番地	
〃	熊野忠政	〃 萩町政所九三七番地	
〃	猪野淳憲	〃 萩町政所一〇三〇番地一	
〃	猪野隆志	〃 萩町政所一〇二一番地	
監事	坂本武千代	〃 萩町木下六四三番地	
〃	猪野徳光	〃 萩町政所一〇七七番地一	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
理事	熊野忠政	竹田市萩町政所九三七番地	
〃	猪野淳憲	〃 萩町政所一〇三〇番地一	
〃	猪野隆志	〃 萩町政所一〇二一番地	
〃	岩井勝幸	〃 萩町政所一〇二三番地一	
〃	猪野精一郎	〃 萩町政所一〇二四番地一	
〃	猪野隆志	〃 萩町政所一〇二一番地	
監事	金丸元	〃 萩町政所一〇〇三番地	
〃	熊野一男	〃 萩町政所九三五番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、白水井路土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
役名	氏名	住	所
理事	工藤久明	竹田市萩町鳴田六四七三番地	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
理事	工藤健一	福岡県北九州市八幡西区北鷹見町一〇番三二一〇三号	

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年八月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量（基準点及び水準点設置）
- 二 作業の地域
宇佐市安心院町塔尾及び大見尾地内
- 三 作業の期間
平成二十八年六月三十日から同年十二月十六日まで